破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１６７号
群馬県前橋市昭和町２丁目11番15号、住民票上の住所群馬県前橋市昭和町２丁目11番14号
破産者　伊藤　誠一
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３９号
群馬県伊勢崎市除ケ町347番地14
破産者　古田　浩幸
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第５６９号
さいたま市大宮区上小町397番地　メゾンジュネス202
破産者　久嶋　　康
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２３３号
埼玉県比企郡ときがわ町大字田中587番地１
破産者　栗原　謙二
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２３４号
埼玉県比企郡ときがわ町大字田中587番地１
破産者　栗原知代子
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３７８号
川崎市川崎区大師河原２丁目４番17号　グランメールＡ　203
破産者　角谷　隆介
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４６６号
川崎市中原区井田３丁目20番10号　第７ＮＫハイツ　201
破産者　中山　謙治
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５７７号
札幌市豊平区平岸３条９丁目２番５―103号
破産者　高田　美穂
1　決定年月日　平成28年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７７４号
札幌市東区北36条東１丁目７番15号　プレイス36―101号
破産者　菅原　　清
1　決定年月日　平成28年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１８８号
北海道石狩市緑ケ原１丁目12番地
破産者　西川知惠子
1　決定年月日　平成28年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２７５号
札幌市手稲区曙11条１丁目４番１―811号
破産者　澤　　一精
1　決定年月日　平成28年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２６８号
埼玉県日高市大字原宿368番地１　アリエッタ　201号室
破産者　竹田眞之介
1　決定年月日　平成28年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３４６号
埼玉県入間市大字下藤沢1122番地１　ホワイトパレス304
破産者　荒井　宣博
1　決定年月日　平成28年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３６６号
埼玉県朝霞市岡３丁目29番２号、前住所埼玉県川越市大字大袋718番地
破産者　山畑　則之
1　決定年月日　平成28年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１８４１号
横浜市都筑区東山田３丁目18番28―401号、旧住所川崎市高津区久末310番地１　パークサイド日吉102
破産者　西本　雅信
1　決定年月日　平成28年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８４２号
横浜市都筑区東山田３丁目18番28―401号、旧住所川崎市高津区久末310番地１　パークサイド日吉102
破産者　西本　広美
1　決定年月日　平成28年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７９号
愛知県春日井市岩成台６丁目２番地３　18号棟402号室
破産者　マル十青果こと　加藤　厚二
1　決定年月日　平成28年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６６５号
名古屋市中川区辻畑町49番地の１　サンフィオーレ201
破産者　伊藤　友寛
1　決定年月日　平成28年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部